

定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(会員の構成)</p> <p>第6条 本法人の会員は、次の<u>3種</u>とし、<u>正会員</u>をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(1) 正会員</u> 本法人の目的に賛同して入会した医師</p> <p><u>(2) コメディカル会員</u> 本法人の目的に賛同して入会した医学研究者、看護師、技師その他医学並びに関連領域に従事する個人</p> <p><u>(3) 賛助会員</u> 本法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人</p>	<p>(会員の構成)</p> <p>第6条 本法人の会員は、次の<u>4種</u>とし、<u>社員</u>をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p><u>(1) 社員</u> <u>本法人の目的に賛同して入会した正会員のうち、理事会において特に承認を受けた者</u></p> <p><u>(2) 正会員</u> 本法人の目的に賛同して入会した医師</p> <p><u>(3) メディカルスタッフ会員</u> 本法人の目的に賛同して入会した医学研究者、看護師、技師その他医学並びに関連領域に従事する個人</p> <p><u>(4) 賛助会員</u> 本法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人</p>
<p>(入会)</p> <p>第7条 正会員、<u>コメディカル会員</u>又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときにそれぞれ当該会員となる。</p>	<p>(入会)</p> <p>第7条 正会員、<u>メディカルスタッフ会員</u>又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときにそれぞれ当該会員となる。</p>
<p>(会費)</p> <p>第8条 正会員、<u>コメディカル会員</u>並びに賛助会員は、別に定める入会費及び年会費を納入しなければならない。</p> <p>2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。</p>	<p>(会費)</p> <p>第8条 正会員、<u>メディカルスタッフ会員</u>並びに賛助会員は、別に定める入会費及び年会費を納入しなければならない。</p> <p>2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。</p>
<p>(構成)</p> <p>第12条 社員総会は、すべての<u>正会員</u>をもって構成する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第12条 社員総会は、すべての<u>社員</u>をもって構成する。</p>
<p>(招集)</p> <p>第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p>

<p>2 総<u>正会員</u>の議決権の5分の1以上の議決権を有する<u>正会員</u>は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p>	<p>2 総<u>社員</u>の議決権の5分の1以上の議決権を有する<u>社員</u>は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p>
<p>(議決権) 第16条 社員総会における議決権は、<u>正会員</u>1名につき1個とする。</p>	<p>(議決権) 第16条 社員総会における議決権は、<u>社員</u>1名につき1個とする。</p>
<p>(決議) 第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>総正会員</u>の議決権の過半数を有する<u>正会員</u>が出席し、出席した当該<u>正会員</u>の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(決議) 第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>総社員</u>の議決権の過半数を有する<u>社員</u>が出席し、出席した当該<u>社員</u>の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第18条 社員総会に出席できない<u>正会員</u>は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該<u>正会員</u>又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 社員総会に出席できない<u>社員</u>は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該<u>社員</u>又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。</p>
<p>(定款の変更) 第38条 この定款は、社員総会における、<u>総正会員</u>の半数以上であって、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。</p>	<p>(定款の変更) 第38条 この定款は、社員総会における、<u>総社員</u>の半数以上であって、<u>総社員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。</p>
<p>(解散) 第39条 本法人は、社員総会における、<u>総正会員</u>の半数以上であって、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。</p>	<p>(解散) 第39条 本法人は、社員総会における、<u>総社員</u>の半数以上であって、<u>総社員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。</p>